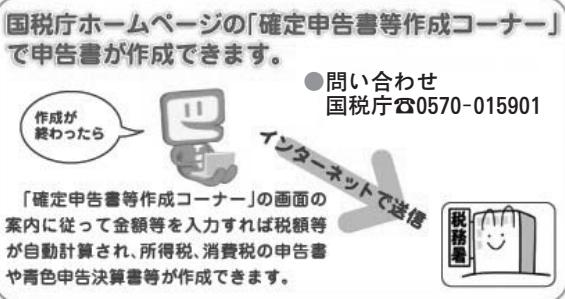


## ■所得申告相談日程 会場：役場2階正庁

| 月日(曜日)   | 行政区      | 対象地域                                    |
|----------|----------|---|
| 2月16日(木) | 青生野      | 江堀、青生野、西谷地、世々麦、姿平                       |
| 17日(金)   | 青生野      | 丸谷地一・二、羽双、大犬平一・二                        |
| 18日(土)   |          | 申告相談は行いません                              |
| 19日(日)   |          | 申告相談は行いません                              |
| 20日(月)   | 赤坂西野     | 切払上・東、名下一・二、茅、茅南、蕨平、本坂、滝、仁田、草牛          |
| 21日(火)   | 赤坂西野     | 酒垂新・旧、石神、火打石、岫長、虹ヶ沢、荻ノ沢                 |
| 22日(水)   | 赤坂西野     | 滑石、上、中、西、浅屋敷、前折戸、塩倉一・二                  |
| 23日(木)   | 富田       | 前沼、彦次郎一・二、日和田、反田一・二                     |
| 24日(金)   | 富田       | 鍬木田一・二・三、二反田一・二、中沢一・二・三                 |
| 25日(土)   |          | 申告相談は行いません                              |
| 26日(日)   | 予備日      | 指定日に申告できなかった方                           |
| 27日(月)   | 西山       | 戸倉、赤柴、菅田、菅ノ目、水口一・二、大沢                   |
| 28日(火)   | 西山       | 落合、大平、追木、折戸、後折戸、余所内                     |
| 29日(水)   | 西山       | 西野内、宝木、押野、岩野草上・下、大久保                    |
| 3月1日(木)  | 渡瀬       | 江竜田元・上・新、大戸中、下                          |
| 2日(金)    | 渡瀬       | 中山、木之根一・二・三、中野町、上耕地、越虫                  |
| 3日(土)    |          | 申告相談は行いません                              |
| 4日(日)    |          | 申告相談は行いません                              |
| 5日(月)    | 渡瀬       | 福原一・二、田苗下、田尻一・二、関口一・二・三、座場見             |
| 6日(火)    | 赤坂東野・石井草 | 広畠一・二・三・四・五、滝ノ下、蕨ノ草、芦ノ草、木戸沢、大竹下・上、前田    |
| 7日(水)    | 赤坂東野・石井草 | 戸草下・上、新立、葉貫、唐露、大石草、遠ヶ竜前・後、大根屋敷          |
| 8日(木)    | 赤坂東野・石井草 | 中内、大房、植久保、官代下・上、石井草、内ヶ竜上・下              |
| 9日(金)    | 赤坂中野     | 新宿一・二・三・四・五・六・七、道少田一・二・三・四・五、中野団地、宿ノ入団地 |
| 10日(土)   |          | 申告相談は行いません                              |
| 11日(日)   | 予備日      | 指定日に申告できなかった方                           |
| 12日(月)   | 赤坂中野     | 大塩一・二・三、官沢一・二、馬場、鬼越                     |
| 13日(火)   | 赤坂中野     | 真坂東・下・上、取上、薄ヶ久保、前田一・二                   |
| 14日(水)   | 予備日      | 指定日に申告できなかった方                           |
| 15日(木)   | 予備日      | 指定日に申告できなかった方                           |



る方は医療機関の領収書など（二十三年中に支払ったもの）  
 ⑥障害者控除を受けようとする方は身体障害者手帳など  
 ⑦口座振替を利用する方は金融機関・口座番号がわかるものをおよびお届印  
 によっては、次の書類も持参してください。  
 ▼農業所得  
 ・収入支出を記帳してあるものおよび領収書など  
 肉用牛売却所得の免税措置

▼申告相談日程・会場  
 を受ける方は売却証明書  
 給与所得  
 源泉徴収票または事業主の発行する給与・賃金の支払  
 証明書など  
 ▼営業・その他の事業所得  
 営業等所得調査表  
 収入支出を記帳してあるものおよび領収書など  
 送付された方は申告当日に持参してください。（未記入のままで結構です）。

相談会場には、多くの方が  
 受け付けます。  
 また、日曜日の予備日（二月二十六日、三月十一日）は混雑のとおりで、午前九時から午後四時三十分まで受け付けます。  
 なお、税務署から申告書を送付された方は申告当日に持参してください。（未記入のままで結構です）。

相談時間の短縮にご協力を  
 申告相談は役場二階  
 所得申告相談は役場二階  
 「正庁」で行います。日程は左表のとおりで、午前九時から午後四時三十分まで受け付けます。  
 また、日曜日の予備日（二月二十六日、三月十一日）は混雑のとおりで、午前九時から午後四時三十分まで受け付けます。  
 が予想されますので、できるだけ指定日において来られる場合お、指定日以外に来られる場合は、指定日の方を優先しますのであらかじめご了承ください。

2月16日(木)から始まります

# 所得の申告相談

会場 役場2階 正庁

受付時間 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分  
 ●問い合わせ先 村総務課税務係 ☎0247-49-3111



村では、2月16日(木)から3月15日(木)まで、所得の申告相談を行います。該当する方は指定された日に申告してください。

この申告相談は、平成23年分（1～12月）の所得を申告していただくもので、平成24年度の村県民税や国民健康保険税の課税の基礎となります。

所得（確定）申告は、一年間に生じた所得額を確定させ、その確定した金額により計算した税額と、源泉徴収などであらかじめ納めた税額を精算し、その年の最終的な所得税額を確定させるためのものです。申告が必要な方は、平成二十四年一月一日現在、村内に住所があり、次のいずれかに該当する方です。

（1）農業や営業などの事業を営んだり、地代、家賃、配当、譲渡などの所得がある方

（2）給与所得のほかに、事業、配当、不動産などの所得がある方

（3）給与所得者のうち、二か所以上の事業所などから給与の支払いを受けた方

（4）給与のほかに年金や恩給、報酬などの支給を受けた方

（5）給与のほかに年金や恩給、報酬などの支給を受けた方（満期や解約を含む）

（6）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（7）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（8）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（9）国民健康保険に加入している方

（10）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（11）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（12）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（13）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（14）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（15）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（16）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（17）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（18）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（19）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（20）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（21）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（22）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（23）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（24）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（25）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（26）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（27）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（28）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（29）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（30）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（31）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（32）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（33）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（34）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（35）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（36）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（37）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（38）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（39）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（40）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（41）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（42）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（43）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（44）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（45）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（46）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（47）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（48）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（49）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（50）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（51）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（52）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（53）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（54）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（55）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（56）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（57）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（58）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（59）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（60）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（61）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（62）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（63）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（64）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（65）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（66）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（67）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（68）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（69）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（70）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（71）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（72）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（73）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（74）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（75）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（76）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（77）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（78）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（79）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（80）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）

（81）所得税から住宅ローン控除額を引き受けなかつた方

（82）生命保険金などを受け取つた方（満期や解約を含む）